

労働金庫法施行規則第四十五第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第二号）の一部を改正する件の概要

労働金庫又は労働金庫連合会のリース子会社について、「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）の一部を改正する件」に準じた改正を行う。